

## 湯川遥菜殺害に関する安全保障理事会報道声明

安全保障理事会理事国は、イラクおよびレバントのイスラム国（ISIL）による日本国民湯川遥菜の明白な殺害を遺憾に思い、凶悪で卑劣な行為を強く非難し、そして日本国民後藤健二の即時解放を要求する。この犯罪は、またしても、ジャーナリストを含むシリアにおける人々が毎日直面している増えつつある危険を悲劇的に思い出させるものである。それはまたシリアとイラクの人々に対する数千の虐待について責任を有する ISIL の残忍性を再び示しているものである。

安全保障理事会理事国は、テロリストのこれらの非難すべき行為の実行者を訴追する必要性を強調する。安全保障理事会理事国は、湯川遥菜の殺害について責任を有する者は責任を問われるものとすることを強調し、そして全ての国家に対し、国際法および関連する安全保障理事会諸決議の下での自らの義務に従って、これに関連して日本および他の全ての関連当局と積極的に協力することを促す。

安全保障理事会理事国は、犠牲者の家族、日本政府、並びに ISIL の全ての犠牲者の家族に対し、深い悔やみと弔意を表明する。

安全保障理事会理事国は、ISIL は打ち負かされなければならないことまたそれが支持している不寛容、暴力および憎悪は根絶されなければならないことを再び強調する。安保理理事国は、ISIL により行われたそのような継続した野蛮な行為は理事国を怖がらせるものではなくむしろ安保理が安全保障理事会決議 2170（2014）において決議したように、ISIL、アル・ヌスラ戦線およびアル・カーイダと関係を有する全ての他の個人、集団、企業並びに団体に対抗するために、最も影響を受けた同地域内のものを含む、諸政府および諸機関内の共通の取組となるものがあるという理事国の決意を固くすることを更に強調する。

安全保障理事会理事国は、ISIL、アル・ヌスラ戦線およびアル・カーイダと関係を有する全ての他の個人、集団、企業並びに団体により人質となっている全ての者の、直ぐの、安全なそして無条件の解放を要求する。

安全保障理事会理事国は、国際人道法に従って、ジャーナリスト、メディアの専門家および武力紛争地区で危険な専門的任務に従事している関係要員は文民として考慮されることまたそのようなものとし

て尊重され且つ保護されるものとするを想起する。安全保障理事会理事国は、武力紛争の全ての当事者は武力紛争下の文民の保護に関するものを含む、国際人道法の下での自らに適用可能な義務を完全に遵守するという安保理の要求を想起する。

安全保障理事会理事国は、ISILはアル・カーイダ制裁一覧表に含まれ従って決議 2161 (2014) の資産凍結および武器禁輸の対象となることを更に想起し、また武器若しくは勧誘の提供を含む、集団に対する財政的または物質的支援を提供するあらゆる個人若しくは企業は、アル・カーイダ制裁一覧表に付け加えられまた制裁措置の対象となる資格があることを更に想起する。

安全保障理事会理事国は、国際連合憲章に従って、あらゆる手段により、テロ行為を原因とする国際の平和および安全に対する脅威と闘う必要性、並びにテロリズムのどんな行為も、その動機、どこで、何時また誰により犯されたものかにかかわらず犯罪でありまた正当化できないことを再確認する。

ニューヨーク、2015年1月25日